平成３０年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成３０年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成３０年１０月１６日（火）午後１時３０分から午後４時

３　**開 催 場 所**　千葉中央コミュニティセンター８階　千鳥・海鴎

４　**出　席　者　委員**

中澤潤委員（専門分科会長）、石井茂隆委員、池田孝子委員、大木三雄委員、小野満佐子委員、岸憲秀委員、木村秀二委員、木村章委員、玉山トミ子委員、中村伸枝委員、中谷房子委員、室城順子委員、角間麻耶委員、山本政好委員

事務局

【こども未来局】　山元こども未来局長、佐々木こども未来部長

【こども未来部こども企画課】　内山課長、安西補佐

【こども未来部健全育成課】　江川補佐

【こども未来部こども家庭支援課】　宮葉課長

【こども未来部幼保支援課】　鈴木課長、枡見幼児教育・保育政策担当課長
上田補佐

【こども未来部幼保運営課】　松永課長、千葉保育所指導担当課長
小倉職員担当課長、田中補佐

【こども未来部児童相談所】　山口所長、三枝相談・虐待対策担当課長

【教育委員会生涯学習部生涯学習振興課】　君塚放課後子ども担当課長

５　**議題及び報告事項**

議題　（１）会長職務代理者の選任について

（２）千葉市こどもプランの平成２９年度進捗状況について

（３）「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」について

（４）里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応について

報告事項　（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）における平成２９年度進捗状況について

６　議事の概要

議題

（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長が会長職務代理者に石井委員を指名し、全員異議なく会長職務代理者と決定した。

（２）千葉市こどもプランの平成２９年度進捗状況について

事務局から、千葉市こどもプランの平成２９年度進捗状況についての説明があり、了承として答申することを決定した。

（３）「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」について

事務局から、「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」についての説明があり、了承された。

（４）里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応について

事務局から、里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応についての説明があり、了承された。

報告事項

（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）における平成２９年度進捗状況について

事務局から千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）における平成２９年度進捗状況について報告があり、了承された。

７　会議の経過

安西補佐：　皆様おそろいのようですので会議のほうを始めさせていただきたいと思います。

ただいまから平成30年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西です。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。本日、机上に次第、委員名簿、座席表、千葉市こどもプラン、千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を配付してございます。

また、資料３、「里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応について」につきましては、事前に送付したものから変更させていただいております。

大変申し訳ございませんが、差し替えを配付させていただいておりますので、机上の資料をご覧ください。

なお、資料１、「千葉市こどもプランの平成29年度進捗状況について」、資料２、「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」について、資料４、「千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の平成29年度進捗状況について」は事前に送付させていただいたものをご覧ください。不足はございませんでしょうか。

また、本日は過半数の委員の方に出席をいただいておりますので、条例の規定により本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更がありましたので、新たに当分科会委員となられました方を御紹介させていただきます。

お名前を読み上げさせていただきますので、恐縮でございますが、その場で一旦御起立いただきますようお願いいたします。

千葉市議会教育未来委員会委員長、石井茂隆様。

石井委員：　石井です。よろしくお願いいたします。

安西補佐：　公認会計士、三浦康宏様。本日は欠席でございます。

千葉市小中学校長学校運営協議会、千葉市立幸町第二中学校長、北川裕子様。本日は欠席でございます。

千葉市小中学校長学校運営協議会、千葉市立千草台東小学校長、後藤千春様。本日は欠席でございます。

千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長、角間麻耶様。

角間委員：　よろしくお願いいたします。

安西補佐：　ありがとうございました。

なお、その他の委員の方の御紹介は座席表の配付によりかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、こども未来局長の山元より御挨拶を申し上げます。

山元局長：　皆様、こんにちは。こども未来局長の山元でございます。平成30年度第１回社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、この分科会に参加していただきましてあり

がとうございます。また、日ごろから児童福祉のためにさまざまな形で御貢献いただいておりますことをこの場を借りて深く御礼を申し上げます。

皆様御承知のとおり、子どもをめぐる環境というのは大きく変化しておりまして、急速な少子化もありますし、核家族化もあります。地域とのつながりの希薄化というのもありますし、最近思いますのは、保育所とか幼稚園のママ友さん同士の関係がどうも希薄化してきているということもあると伺っております。そういった中で私どもとしましては、まず、子どもの居場所という意味で保育所あるいは子どもルームの整備を推進しておりますし、そのほか子どもにかかわる例えば、貧困の関係、虐待、里親、そういうさまざまなテーマに沿った形で事業を推進しているところでございます。

そういった中で本日御審議いただきますこどもプランにつきましては、まさにその基本となる部分でございますので、ぜひとも、それぞれの御見地のもと、御意見をいただければありがたいなと思っているところでございます。

結びになりますけれども、これからもぜひ、子ども施策の推進のために御協力をいただきますことを改めてお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

安西補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　それでは、議事を開始したいと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、議題（１）の会長職務代理の選任に入りたいと思います。事務局から選任方法について説明をお願いいたします。

内山課長：　会長職務代理の選任方法について御説明申し上げます。

会長職務代理者は、条例第５条第４項の規定により、会長の指名となっております。

以上でございます。

中澤会長：　ただいまの御説明によりますと、会長職務代理は会長の指名ということであります。私のほうから指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

私といたしましては、市議会教育未来委員会の委員長であります石井茂隆

委員にその職をお願いしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、石井茂隆委員には会長職務代理席へお移りいただき、会長職務代理就任の御挨拶をいただきたいと存じます。

石井委員：　ただいま中澤会長様より御指名を受けました千葉市議会教育未来委員会委員長の石井茂隆でございます。当分科会の運営に尽力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議題（２）千葉市こどもプランの平成29年度進捗状況について

中澤会長：　それでは、続きまして、議題（２）千葉市こどもプランの平成29年度進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

内山課長：　こども企画課の内山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、こどもプランの進捗状況につきまして御説明を申し上げます。

初めに、新たな委員の方もいらっしゃいますので、千葉市こどもプランの概要につきまして御説明させていただきます。

資料１をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、別紙１、千葉市こどもプランについてをご覧ください。

まず、（１）計画の概要でございます。①計画策定の趣旨でございますが、今般の社会情勢や子どもを取り巻くさまざまな問題に対応するため、全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを総合的に推進するため策定したものでございます。

次に、②計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画として、４つの計画を一体的なものとして策定したものでございます。

まず、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられ、教育・保育やさまざまな子ども・子育て支援について、量の見込み、供給体制の確保などを定める「子ども・子育て支援事業計画」、２つ目に、子ども・若者育成支援推進法に基づき、策定が努力義務となっております子ども・若者の育成支援について定める「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」、３つ目に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定める「ひとり親家庭自立支援計画」、さらに、こどもの参画について普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業などについて定める「こどもの参画推進計画」、これら４つの計画を一体的なものとして策定し、基本施策１「子ども・子育て支援」を初めとする11の基本施策で構成しております。

③計画期間でございますが、平成27年度から31年度までの５年間としておりまして、計画の中間年度であります昨年度の平成29年度に、社会経済情勢の変化や過去２年間の実績を踏まえ、平成30年度、31年度の目標事業量や取組内容につきまして計画の見直しを行ったところでございます。

今回の進捗状況につきましては、見直し前の平成29年度の目標事業量や取組内容に対しての評価となっておりますことを御了承いただければと思います。

次に、（２）の進捗管理の方法でございますが、まず、第１章、子ども・子育て支援における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供について、また、各章における新規・拡充事業の進捗状況について、加えて、記載されております取組内容、これに対して評価してまいります。

続いて、（３）の進捗状況の公表でございますが、本日、当分科会におきまして、計画における実施状況や評価についての報告、意見聴取をさせていただいた後に、市ホームページで公表する予定でございます。

最後に、（４）の社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告についてですが、当プランは、再掲を含め198事業という非常に多くの事業を掲載しておりますので、全ての事業の進捗状況について報告させていただくことは時間的に難しい状況でございます。したがいまして、本日は、（２）の進捗管理の方法に記載してございます評価項目のうち、子ども・子育て支援法に位置づけられております①の教育・保育の提供、②の地域子ども・子育て支

援事業の提供、並びに、③の新規・拡充事業の各年度の実施内容、目標値に対する状況につきまして御説明させていただきます。

それでは、平成29年度の状況について御説明いたします。

別紙２、千葉市こどもプラン平成29年度進捗状況の概要をご覧ください。

一番上、網かけの部分でございますが、左から基本施策、主な取組内容、平成29年度の実施状況を記載してございます。

主な取組内容の一番上、「教育・保育の提供」と次の「地域子ども・子育て支援事業の提供」、この２項目につきましては後ほど別の資料で御説明させていただきます。

基本施策の１「子ども・子育て支援」の主な取組内容の３、「認定こども園の普及促進」から、一番下の基本施策11「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」の主な取組内容の３、「子どもの貧困対策」までの新規・拡充事業37事業につきまして４段階で評価してございます。

評価基準につきましては一番下の欄外の部分をご覧ください。

進捗状況の４段階評価の基準を記載してございます。各評価は、前倒しの実施など計画以上の成果があったものをＡ評価、概ね計画どおり実施したものをＢ評価、遅れなど計画どおりの実施ができなかったものをＣ評価、休止・中止など未実施のものをＤ評価としております。

また、計画期間の途中で事業が開始されるなど評価対象のないものを「－」で表示してございます。

全体の評価の概要でございますが、表の一番下、合計欄をご覧ください。

新規・拡充事業37事業のうち約６割の22事業がＢ評価、つまり概ね計画どおりの進捗となっております。このほか、計画以上の成果があったＡ評価が１事業、計画どおり実施できなかったＣ評価が10事業、未実施などのＤ評価が４事業となっております。なお、取組内容に対する評価につきましては、表の右のとおり、未実施が１事業となっております。

それでは、新規・拡充事業の進捗状況について御説明いたします。

別紙３の千葉市こどもプラン新規・拡充事業の進捗状況をご覧ください。

本日は、このうちのＡ評価及びＣ評価、Ｄ評価の事業について御説明いたします。

まず、表の見方でございますが、左から、別紙３における事業の通し番号、次に本プランにおける基本施策ナンバー及び基本施策名、次に新規・拡充事業の該当事業と所管課、続けて、プラン策定時でございます平成26年度時点の現状、そして計画策定当初に定めた平成27年度から平成29年度までの目標値と、平成29年度における評価及び実施内容を記載してございます。また、該当事業に関連する数値・実績につきまして参考値の欄に記載をしてございます。

それでは、一番上の「幼保小連携に関する協議の場の設置」を例にして御説明いたします。

表の真ん中、「計画策定当初に定めた取組内容・目標値」の欄になりますが、平成29年度の取組内容を目標値として平成27年度に設置した検討会議を継続実施としておりました。これに対し、実施内容に記載しておりますとおり、幼保小連携接続検討会議の開催、モデル実施園の取り組み、カリキュラムコーディネーターによる支援、千葉市版アプローチカリキュラムを作成したことからＢ評価、概ね計画どおりと評価しております。

それでは、Ａ評価及びＣ・Ｄ評価の事業について御説明をいたします。

一番左、通し番号の７番、基本施策１「子ども・子育て支援」の「障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置」でございます。こちらは平成27年度に検討会議を設置し、平成29年度は継続実施としておりましたが、教育委員会におきまして、特別な支援を要する子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築、相談支援体制を検討するため、特別支援連携会議が設置され､そちらに参画することとして設置を中止したためＤ評価としております。

次に、その２つ下、通し番号の９番、「夜間保育事業」ですが、認可施設において午後10時まで実施するものでございますが、目標値２カ所に対しまして22時まで延長保育を実施する代替施設が３カ所ございまして、実質的に充足しておりますことから、夜間保育事業としての実施は行っていないものでございましてＤ評価としております。

次のページ、裏面のほうになりますが、通し番号の11番、基本施策３「こどもの社会参画の推進」の「こどものまちＣＢＴ」でございます。平成29年度の目標は全区で開催としておりましたが、４区での開催にとどまりましたのでＣ評価としております。

続いて、その１つ下、通し番号12番、「こども・若者の力ワークショップ」でございますが、平成29年度の目標は２テーマ実施、各10回程度を継続実施としておりましたが、開催回数が目標に及ばなかったためＣ評価としております。

続いて、その３つ下、通し番号15番、「こども・若者サミット」でございます。こちらは「こども・若者サミット」として３月に実施いたしましたが、国際的な広がりへの検討までには至っていないためＣ評価としております。

次に、中段の通し番号18番、基本施策の４「子ども・若者の健全育成」の「子ども・若者モニター事業」でございます。平成29年度の目標は実施としておりましたが、検討した結果、単独の事業として実施しないこととし、所管課のイベント開催時に若者から意見を聴取したり、他課が既に行っている意見聴取の取り組みを若者に周知することで対応することとしたことからＤ評価としております。

次に、一番下、通し番号の24番、基本施策６「子ども・若者の居場所づくり」の「子どもの居場所に関する方針策定」でございますが、「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」の策定過程において、こどもカフェの機能と実績を含め子どもの居場所についても一体的に検討していくこととしたためＤ評価としております。

次のページに移らせていただきまして、通し番号の27番、基本施策７「ひとり親家庭の自立支援の推進」の「制度対象者への情報提供等」でございます。平成29年度の目標は実施としておりましたが、想定しておりましたプッシュ型通信を利用した情報提供について、全庁的な検討を踏まえ実施時期を見直したことからＣ評価としております。

次に、１つ下、通し番号の28番、「情報交換事業」でございます。平成29年度の目標は実施としておりましたが、既存事業の中で実施しているグループ相談会及び交流会等との整理が必要なことから、この内容を見直し、情報交換事業として整備し実施することとしたため、実施時期を見直してＣ評価としております。

次に、１つ下、通し番号の29番、基本施策８「児童虐待防止対策の充実」の「養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施」でございます。プログラム実施予定団体の選定等に遅れが生じ、講座の実施ができなか

ったことからＣ評価としております。

続きまして、１つ下、通し番号の30番、「要保護児童対策及びＤＶ防止地域協議会システム導入」でございます。市全体のシステムのプラットフォーム更新時期に合わせて導入することとし、実施時期を見直したためＣ評価としております。

次に、通し番号32番、基本施策９「社会的養護体制の充実」の「ファミリーホームの増設」でございますが、平成29年度の目標は４施設としておりましたが、平成29年度中に１カ所の整備助成を行い、平成30年４月１日時点では４施設となっておりますが、平成29年度中の開所ではないためＣ評価とさせていただいております。

その下、通し番号33、「児童養護施設の小規模化」でございますが、平成29年度中に３カ所の整備助成を行い、平成30年４月１日時点では45％となっておりますが、平成29年度の実績としましては39％と目標値の57％に達しておりませんのでＣ評価としております。

次に、その下、通し番号34番、「乳児院の小規模化」でございますが、平成29年度に国から発出された「新しい社会的養育ビジョン」との整合をとるため、実施時期を見直し、Ｃ評価としております。

最後に、その下、通し番号35番、「自立援助ホームの設置」でございますが、平成31年度に１カ所の開所の目標に対し、平成29年４月１日から１カ所開設しましたことから、前倒し実施としてＡ評価としております。

以上が、新規・拡充事業の実施状況でございます。

続きまして、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の提供について御説明いたします。

別紙４、教育・保育の提供をご覧ください。こちらと、次に御説明いたします地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく実施計画として、子ども・子育て支援施策の計画的な提供体制の確保を図るため定めたものでございます。

初めに、教育・保育の提供として、保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設の認可化などの状況を御説明いたします。

表の見方でございますが、大きく左と右に表が分かれております。一番上の網かけの部分でございますが、左側の表に「計画策定当初の見込み」を、

右側に「実施状況」と「確保内容」を記載してございます。

まず左側、「計画策定当初の見込み」でございますが、左から３つ目、「量の見込み」の欄には平成25年に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえ各年度の認定区分に応じた４月１日時点の量の見込みを人数で示しております。これは、例えば現在は就労していない保護者が今後希望どおりに就労した場合に生じます潜在的な需要も含んだものとなっております。

これに対しまして、次の「確保方策」の欄には「量の見込み」に対応した教育・保育を提供するための受け皿を確保するために必要な各年度の４月１日の認定区分に応じた施設等の定員数を示しております。こちらにつきましては、新制度に基づく事業計画としてプランの本編第１章に記載しているものでございます。

次に、この計画数値に対しまして、受け皿をどう確保したのかを右の表に「実施状況」と「確保内容」として記載してございます。29年度の「実施状況」でございますが、平成30年４月１日に向けた整備実績となりますので、表の中央、網かけの部分、30年度の「実施状況」の欄をご覧ください。

「実施状況」に記載してございますのが４月１日時点の各認定区分における確保量、そして「確保内容」にはどのような整備内容により受け皿を確保したのかを記載してございます。

「確保内容」の内訳ですが、私立幼稚園の認定こども園への移行が５園、その右、認可外保育施設の認可化により、保育所が３園、認定こども園が１園、次に、保育所の定員増が４園、認定こども園の定員増が６園、家庭的保育事業の定員増が１園、その右、事業所内保育事業における地域枠の設定が２園、その他新設などにより合計55園で1,423人分の整備を実施いたしました。

「実施状況」の一番右に「見込みと実績の差」という欄がございますが、目標としておりました確保方策に対しまして、実際の定員数で計140人分足りていないという結果となっております。

主な理由といたしましては、保育士不足や物件の確保が困難であることなどにより、整備事業者を予定どおりに確保できなかったことが原因と考えられますことから、地代が高く整備が進まない需要の高い地域に対しまして、平成29年度に創設した開園前の賃借料補助制度を平成30年度から拡充し、新

たに開園後５年間の賃借料についても補助することで保育所等の設置を促進するほか、募集回数を増やすなどの工夫をしながら、引き続き施設整備を推進してまいります。

次に、１枚おめくりいただきまして、別紙５、地域子ども・子育て支援事業の提供をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業でございますが、13事業ございまして、時間の都合もございますことから、主な事業として、左上、①放課後児童クラブと書かれた子どもルームについて御説明させていただきます。

表のつくりや数値の内容は異なりますが、「量の見込み」、「確保方策」についての考え方は先ほどの教育・保育の提供と同様でございます。

平成29年度の欄をご覧ください。この事業は千葉市では子どもルームと呼んでおりますが、平成29年度の実施内容は、小学校６年生まで拡大し、低学年・高学年合わせて160カ所を開設しております。また、「見込み」の欄の一番下、「全市」欄に記載のとおり、低学年で当初見込み7,074人に対し、その右、「実績」欄、7,838人を受け入れ、764人多く受け入れをしております。なお、高学年では、2,770人の見込みに対し、1,644人を受け入れ、1,126人少ない受け入れとなっております。

この事業計画に基づき整備を進めているところでございますが、本日資料はございませんが、計画上は順調に進んでいる低学年につきましても待機児童が急増し、今後も増加が見込まれております。そのことから、平成30年７月に「子どもルーム待機児童解消のための緊急３か年アクションプラン」を策定し、平成30年度からの３カ年で48カ所の整備を実施し、1,440人分の受け入れ枠の拡大を目指しているところでございます。

このほかの事業につきましても、受け入れ枠の不足などにより、量の見込み、確保方策の見込みに見合った実績が上げられていない事業が多数ございますので、残りの計画期間につきまして、引き続き事業の拡充に努めてまいります。

なお、各取組内容に対する評価につきましては、別紙６に整理してございます。各取組項目に対する評価につきましては、時間の関係で本日は御説明できませんが、会議後におきましても、御意見等がございましたら、配付さ

せていただいております御意見用紙などによりまして、ファクスやメールにて提出していただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

山本委員：　千葉労働局の山本です。日ごろからお世話になっております。意見といいますより、お礼と今後のお願いみたいなもので、今の説明にはなかったんですが、別紙３の中の26番のところ、ひとり親の自立支援の関係ですが、こちらのほうで労働局のほうは就労の支援等を行っております。

ひとり親家庭の方の支援というものを千葉市さんとタイアップして協力しながら進めさせていただいておるところで、今年度は全ての区役所でひとり親のサポートキャンペーンという窓口の設置をさせていただきまして、来年以降もぜひまたお願いをしたいというのと、今、非常に人手不足が強まっています。人手不足というのは建設とか保育とか様々な業種で不足している分野があるのですが、今、様々な分野で人手が足りていない。そういったところでは障害者も含めこういったひとり親の方、多様な方たちの労働力の活用というのが非常に重要だと思いますので、就労ということを意識してぜひ我々を活用していただいて、引き続きタイアップをしていただければと思っております。お礼でございます。よろしくお願いします。

中澤会長：　ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょう。

１つ、10時までの夜間保育事業が３カ所とあるんですけれども、３カ所というのは、区としてはどこの区にそれぞれあるのでしょうか。

松永課長：　幼保運営課でございます。３カ所は、中央区、稲毛区、美浜区、それぞれ１カ所ずつでございます。

中澤会長：　それぞれ、ある程度散らばってあるということですね。

松永課長：　はい。

中澤会長：　安心しました。わかりました。中間でチェックをするということでそれぞれ大変なことだと思いますけれども、しっかりチェックしていただいて、少

し遅れているものに関してはなるべく対応していただくという形でお願いできればと思います。

それでは、いかがでしょうか。事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、議題（３）「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」について事務局から説明をお願いいたします。

君塚課長：　失礼いたします。教育委員会生涯学習振興課放課後子ども対策担当、君塚でございます。よろしくお願いいたします。

資料２をお願いいたします。「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」についてでございます。

まず最初に、千葉市の放課後施策の現状と課題について御説明させていただきます。大きく分けまして（１）、（２）、（３）と３つございます。

まず最初の（１）子どもルームにつきましてですが、これはこども未来局所管の事業でございまして、児童福祉法に基づき保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に放課後の生活の場を提供しているものでございます。

課題といたしましては、増加する待機児童の解消、これが喫緊の課題となっておりまして、「待機児童解消のための緊急３か年アクションプラン」を策定しまして、民間事業者への補助制度の拡充や委託先の多様化を推進しているところでございます。受け入れ児童数及び待機児童数の推移につきましてはその表にあるとおりでございます。

次に、（２）の放課後子ども教室でございます。これは教育委員会の事業でございます。市内の全小学校、これは市立の全小学校でございますが、保護者や地域のボランティアにより学びや体験の機会を提供しているものでございます。この地域の方々でございますが、地域の方々で構成されております実行委員会が事業を運営していただいておりまして、地域の実情に合った

形の運営で、年間の回数あるいは内容、それにつきましては各実行委員会が決定、実施するもので、各学校により異なっているものでございます。しかしながら、これは地域の方々にお願いしている事業でございますので、高齢化が進んでいたり、あるいは女性の就労が進んでいたりということで、担い手不足が生じておりまして、それに伴って運営の負担が大きくなっております。そのことから、実施日数、登録児童数ともに減少傾向にございました。

そこで、平成28年度から総合コーディネーター、これは民間の事業者に委託しているものでございますが、総合コーディネーターによる活動支援を導入しております。

活動支援の内容としましては、子どもたちに提供する体験の機会、いわゆるプログラムの企画、それから新規開発、あるいは場合によっては運営の直接的な補助等を行っていただいております。

課題でございますが、運営負担の軽減、それから参加条件の撤廃、そういったことが課題となっております。参加条件の撤廃と申しますのは、これは地域の方々にお願いしている事業でございまして、ほぼボランティアで実施していただいておるんですが、地域の方々はやはり人数が少ないということで、お子様の登録あるいは参加には保護者の方のお手伝いを条件化しているようなところがございまして、そういったところから、お子様が参加したくても参加できない等の課題が生じております。

この事業でございますが、平成16年にモデル的に実施しておりまして、平成18年度以降、全小学校で実施しているものですが、実施日数、登録児童数の推移はその表のとおりでございます。実施日数につきましては１校当たりの年間の実施日数になっております。登録児童数につきましては、総合コーディネーター制度を導入する前の6,067人から、平成29年度には6,922人と増加が見られておりますが、実施日数については20日で横ばいになっております。これは総合コーディネーターが支援する学校については実施日数が上がっておりますが、それ以外の学校については実施日数が逆に減っているような学校も出てきているような中でこういった数字となっております。

総合コーディネーターの活動支援の学校につきましては、平成28年、平成29年度が10校、平成30年度、今年度から17校に拡大しております。

そういったことも踏まえ、課題として、１つ目に、児童が家庭環境の違い

等により一緒に過ごし活動することができない。いわゆる就労家庭については子どもルームのほうに行く、それ以外の子どもについては放課後子ども教室に参加する、場合によっては子どもルームの児童が放課後子ども教室に参加するということも可能なんですが、先ほど御説明しましたとおり、保護者の協力を条件づけていたりする場合には一緒に過ごすことができないような状況があるというところでございます。

課題の２つ目としましては、放課後の過ごし方については家庭の経済状況や保護者の就労状況等により差異があることだと思っています。

そこで、（３）でございます。放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業、これは教育委員会とこども未来局とが協力し合って実施しているものでございます。平成29年度より稲浜小学校で、１校だけですが、開所いたしました。来年度、31年度につきましては各区１校、合計６校に拡大する予定でございます。平成29年度までは稲浜小学校は子どもルームが未設置でございました。そういったこともありましてモデル的に放課後子ども教室との一体化型ということで事業化したところでございます。

事業内容としましては、希望する全ての児童が家庭環境にかかわらず、就労等の条件を一切設けずに一緒に過ごす安全・安心な居場所と学びのきっかけとなる多様な体験機会を提供していくものでございます。また、継続的なプログラムを有料で実施し、この継続的なプログラムでございますが、いわゆる塾的なもの、英会話ですとか算数教室ですとか体操ですとか、そういったものを提供しておりまして、就労等で塾や習い事への送迎が困難な家庭のニーズにも対応しておるところでございます。

この継続的な有料のプログラムでございますが、会場費が学校の中ということで一切かかりません。また、チラシ等の宣伝費等もかかっておりませんので、いわゆる一般的な金額よりも安い金額でプログラムの提供を行っているところでございます。

下の表でございます。右側が子どもルームでございますが、左側の部分が一体型モデル事業でございます。利用時間を昼間の部と夜間の部とに分けてございます。平日につきましては、17時までが昼間の部、夜間の部については17時から19時までということでございます。昼間の部につきましては、先ほどお話ししましたとおり、お子様の家庭の条件は一切ございません。希望

するお子様は全て受け入れることが可能となっております。

一方、夜間の部につきましては、就労等で保護者の方が自宅にいらっしゃらない場合、そういった場合のお子様については17時から19時までお預かりするというようになってございます。

昼間の部につきましては、さまざまなプログラムを提供するとともに、自由遊びあるいは生活の場というところでございまして、夜間の部につきましては、自由遊びと生活の場、この時間については特別なプログラムの提供はしておりません。

対象者につきましては、繰り返しになってしまいますが、希望する全児童が昼間の部、夜間の部は就労家庭などの児童ということでございます。

そして、課題３としまして、一体型の計画的な導入を視野に入れて、放課後対策の課題・方向性を横断的に整備する計画が必要になってきたというところでございます。

めくっていただいて、次のページをお願いいたします。

計画策定の背景でございますが、（１）社会的な現状・背景でございますが、人口減少社会の到来、少子化、核家族化、女性の就労の増加、家族形態の多様化などによりまして子どもを取り巻く環境が大きく変わってきております。また、地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少、地域・家庭の教育力の低下、そして子どもが被害者となる犯罪等による放課後における子どもの安全・安心な居場所の確保の機運が高まったという背景がございます。

そこで、左側（２）でございますが、放課後子ども総合プラン、国が策定したプランがございます。そしてその隣、（３）が千葉市の部分でございますが、国といたしましては、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、千葉市で言う子どもルーム、そして文部科学省所管の放課後子ども教室、これを一体的あるいは連携して実施する。そして、共働き家庭等の小１の壁の打破、次代を担う人材の育成の観点、そして全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができることを目指して策定されたものでございます。

そして、このプランでございますが、先月９月に新プランにより整備目標等が改定されております。

一方、（３）千葉市の取組と課題でございますが、先ほどご覧いただきました千葉市子どもプランにより、子ども施策を展開しているところでございます。放課後の部分に特化した課題でございますが、子どもルームにおきましては待機児童の発生、それから深刻な指導員不足、放課後子ども教室につきましてはプログラムの充実や人材の発掘がなかなか進まない。そして開催日数、参加児童が減少しているというような状況がございます。

そこで、仮称でございますが、（４）として千葉市放課後子どもプランの策定を目指すところでございます。放課後の施策を総合的、計画的に実施するために新たに「（仮称）千葉市放課後子どもプラン」を策定するものでございます。

計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画の一部、そして第２次千葉市学校教育推進計画、第５次生涯学習推進計画、千葉市子どもプラン等の個別計画を上位計画といたしまして、子どもたちの放課後に関する基本理念、施策を体系的に整理いたしまして、総合的に推進するための今後の取り組みをお示ししたいと考えております。

計画の期間でございます。2019年度から2023年度までの５年間、中間年である2021年度を目途に見直しを実施したいと考えております。

３ページ目をお願いします。

計画の理念でございますが、まず１番目として、希望する全ての児童を対象に学びのきっかけを提供するものでございます。共働きで送迎が難しい家庭や貧困家庭の児童も放課後の過ごし方を選択できる環境を提供していきたいと考えております。そして、企業等による質の高いプログラムの継続と地域教育力の維持・向上でございます。企業等による質の高いプログラム、例えばでございますが、昨年度などは、千葉電設協会の御協力をいただきながら、子どもたちが電気設備の配線工事を実際にやったりして、自分たちで電気がつくようにするような配線工事もやっております。また、今年度につきましては、東京ガスさんに御協力をいただきまして、検針の体験、実際に検針器を学校の中に設置して、自分たちが検針員になったようなつもりで検針をして料金まで示していくというような体験プログラムを実施しております。また、ドローンの体験をしたりですとか、パラリンピックアスリートの方をお招きしての車椅子体験などのプログラムを昨年度と今年度で実施して

おります。

理念②でございますが、希望する全ての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供、理念③でございますが、納得感のある保護者費用負担を検討し、財政的に安定した運営を実現してまいりたいと考えております。

６、検討の方向性でございますが、放課後子ども教室につきましては左上の部分です。地域の力で活動ができているところにつきましては、実行委員会方式を継続してまいりたいと考えております。

一方で、地域に何らかの事情があって活動の充実が必要な学校につきましては活動の支援、先ほどの総合コーディネーター制度を取り入れまして事業の活性化を図っていきたいと考えております。

その下、子どもルームにつきましては、民間事業者への補助制度拡充、施設整備、それから民間事業者への委託先の多様化、夏季休業中の待機児童への対応、高学年ルームの保育環境の改善などを通じて待機児童解消に努めていきたいと考えています。

一体型につきましては、放課後子ども教室の場合でございますが、さまざまなプログラムを提供する関係から教室が複数必要になってまいります。そういった余裕教室が確保できる学校、そして、なおかつ活動の充実が必要な学校については一体型への運営の移行を検討してまいります。

また、子どもルームにつきましては、委託契約の切りかえ時点や校外から校内への移転時点で計画的に一体型への移行を検討してまいります。

一体型につきましては、希望する全ての児童が一緒に活動できること、生活の場プラス多様な体験、学びのきっかけとなるように、そして運営機関、いわゆる地域の皆様方の運営負担の解消になるよう努めてまいります。

ちなみに、今の稲浜小学校の一体型につきましては、業者委託ということで運営しておりまして、これまで放課後子ども教室にかかわってくださった方にも御協力をいただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきまして、一番最後のページにございますが、本日、この社会福祉審議会において、概要説明ではございますが、御説明させていただきまして、パブリックコメント等を経まして、次回の社会福祉審議会でプランについて報告させていただければと思います。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

ただいまのプランの説明につきまして何か御質問などございますでしょうか。あるいは御意見はいかがでしょうか。

放課後子ども教室は全校にあるということなんですが、子どもルームは、これは学校にあるのか、あるいは地域にあるのか、そこら辺はどうでしょうか。全部の学校にそれぞれあるんでしょうか。

お願いします。

江川補佐：　健全育成課でございます。基本的には学校の中に設置するのが基本なんですけれども、一部の学校においては用地が確保できなかったり、教室が確保できなかったりということで、学校の外にあるところもございます。幾つかございます。

中澤会長：　基本的にはそれぞれの学校にあるというふうに考えていいですか。

江川補佐：　そうです。全小学校区ではなく、一部、若葉区のほうで現在４つほど、ない学校もございますが、基本的にはほぼあるということでございます。

中澤会長：　保育所の待機とかたくさんありますけれども、それがそのままずっと上がっていきますので、ますますこちらのほうにまた問題が起きてくる。というか、一足先に解決したいという、そういう意向だと思いますけれども。

いかがでしょうか。何か御質問など。

大木委員、子どもルームの指導員を集めるのは、どうでしょうか。

大木委員：　千葉市社会福祉協議会の大木でございます。やはり３年前から高学年ルームができまして、低学年ルームが１年生から３年生、高学年ルームが４年生から６年生ですけれども、低学年ルームだけ市のほうから委託を受けていた際はどうにか指導員が集まっていましたが、やはり高学年ルームができ上がってきて指導員の確保というのがなかなか難しい状況でございます。指導員の報酬等を含めて、今、市のほうとも協議をしている段階でございますけれども、今、164ぐらい持っていますので、そのほかに民間に４つぐらいありますから、なかなか指導員確保は難しいです。これは保育士とか教員免許を持っている方という形になってくるので、そういったところは保育所の保育士の確保と同じになってきますので、そういった部分としてはなかなか人材の確保というのがどの分野でも大変なのかなと感じております。

中澤会長：　ありがとうございます。

これは、民間に委託した場合にはそこら辺はある程度きちんと確保してもらえるということなんでしょうかね。

君塚課長：　民間の委託ではそこら辺もクリアできるかなと思っております。当然、社会福祉協議会さんと同じで、人材を集めるのに苦労はするのかと思うんですけれども、来年度実施する一体型につきましては、大手の学習塾系の学校が実施する予定でおりまして、そこは確実に人も集められるというようなお話は伺っているところです。

山元局長：　子どもルームにつきましても、先ほど御説明がありましたけれども、千葉市社会福祉協議会さんがやっていただいているもののほかに委託しているものも４つありまして、それ以外につきましても来年度またさらに12カ所委託を増やそうとしております。やりたいという業者さんもいろいろいらっしゃいますので、何とか確保できてやっていけるかなと思っています。

中澤会長：　ありがとうございます。

こういう事業というのはやはり人が大事ですので、そこの保障ができるというのが大事なことかなと思いました。

あと何かございますか。

岸委員、お願いします。

岸　委員：　今の、民間の学習塾が参入するということですけれども、この放課後子ども教室で何をやるかということについて、学習塾が参入したときに、変な偏りは起こらないでしょうか。我々であれば教育要領とか保育指針とか、そういうものにのっとってやるわけですけれども、その部分というのはどんな感じになるのかということが１つと、学習塾が入ったから大丈夫だとおっしゃいますけれども、塾の先生は教員免許を持っているとは限りません。そういうあたりはきちんと確認がとれるのでしょうか。

君塚課長：　学習塾につきましては、学習塾だけではなくて、学習塾系のいわゆる先ほどお話ししましたように英会話ですとか体操教室ですとか、そういったものも選択肢の１つということで考えています。このほかに、お子様が通常の料金だけで参加できるプログラムを用意する、そのほかにお子様が自由に遊ぶ場も用意する、あるいはゆっくりしたいお子様にはそういったスペースを用意するということで、選択肢の１つとして学習系のものを入れていくと考えておりまして、なおかつ、学習塾系なんですが、いわゆる学校教育の部分と

直結するものまでは今いっていないような感じでして、例えば算数教室であればパズル的なものを使って算数の考え方を深めていこうとか、あるいは英会話につきましても、いわゆる学校の英語授業とは違ったような英会話、それから、あとはまだなかなか学校のほうで取り組んでいないプログラミングですとか、そういったものを今やっているところでございまして、学習指導要領の部分もあるのかもしれませんけれども、そこについては心配せずに、保護者の皆様が求めるものであれば参加していただく、また、保護者の方々からニーズも聞いた上でどういったものを提供できるかというようなことも考えているところでございます。

佐々木部長：　こども未来部でございます。こども未来局につきましても先ほど局長が申し上げましたように、４つのルームにおきまして民間事業者へ委託をしております。国の「新・放課後子ども総合プラン」というのが先ほど教育委員会からも御説明がございましたが、その中で大事なことは、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るということですので、この部分は子どもの自主性ですとか社会性、こういったものが非常に大事になってきますので、我々は４つのルームにおきまして民間事業者へ委託をしておりますけれども、これは業者につきましては塾系ではないですけれども、これは塾であろうとどこであろうと、学びのきっかけというような形で、自主性、社会性、この部分をまず第一にしていきたいなと考えております。

以上でございます。

中澤会長：　岸委員、いかがでしょうか。

そこら辺はやはり少し心配するところではありますので、内容等を検討しながらやっていただければなと私も思いました。

何かほかにございますでしょうか。

この事業は教育委員会とこども未来局が一緒になってやる事業ということなんですが、未来局と教育委員会が一緒になるような事業というのはほかにございますか。

佐々木部長：　こども未来部でございますけれども、一緒にといいますか、少年自然の家は千葉市外にありまして、全学校の生徒がいわゆる自然の中での学びという形で少年自然の家を利用していただいているようなことはございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

私も、この２つが一緒になってということはそんなに聞いたことがないので、こういうことが始まるといいのかなと思って、ほかにもあるのかなと思ってお聞きしてみました。年長くらいの子どもと小学校１年生のこの接続のあたりというのは、恐らく両方が一緒になってできるような事業だと思いますし、そういう御協議もなされているようですけれども、同じ子どもたちを役所の都合で区別するのではなくて、こういうふうに一体的にやられることが実施されるといいかなと率直に思いました。

あとはいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題（４）里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応について事務局から説明をお願いします。

宮葉課長：　こども家庭支援課の宮葉と申します。

資料３をお願いいたします。里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応についてでございます。

まず、１の現状でございますが、里親認定の適否につきましては、現在、法令の規定に基づきましてこの児童福祉専門分科会の審議事項としており、里親の辞退についても報告事項としております。

過去の審議件数は表のとおりでございまして、昨年度は11件でございましたが､今年度は今現在で既に９件の審議待ちとなっている状況でございます。

次に、２の国の動向でございますが、まず、平成28年の児童福祉法改正によりまして里親等を優先し、家庭と同様の環境における養育を推進していく方針が明確にされました。その翌年の「新しい社会的養育ビジョン」では、就学前児童の施設への新規入所の原則停止、３歳未満児については５年以内に里親委託率75％以上、それ以外の就学前児童については７年以内に同じく75％以上、学童期以降の児童については10年以内に50％以上などの目標のほか、里親への包括的支援体制の抜本的強化も掲げられるなど、国を挙げて里親制度を推進していく方針が示されました。

その下の表は、千葉市の現状を示したものでございます。里親登録者数は年々増えており、里親等委託率も全国平均を上回っておりますが、国が示した目標にはまだまだ及ばない状況にございます。

このような状況の中、課題を整理したものが右側の３でございます。

まず、里親認定の適否に関する審議を行う当専門分科会につきましては、定例的に年２回の開催となっておりまして、通常、８月から10月頃と、３月頃に開催をしております。

しかしながら、先ほど御説明いたしましたとおり、国が示した目標を達成するためには里親制度のより一層の推進が必要であり、これに伴い、本市においても今後里親認定の適否に関する審査件数が増加することが想定される中、現状の年に２回の審議では多くの里親候補者の方に認定を受けるために最大で半年程度待っていただかなくてはならないという事態も想定されるところでございます。認定までに長い時間がかかると、里親候補者の方のモチベーションが低下するなどの影響も懸念されることから、認定期間の短縮化を図る方策を検討する必要がございます。

そこで、４の対応案でございますが、里親認定の適否及び辞退についての所管を当専門分科会の部会である処遇検討部会に変更し、部会での審議状況について当専門分科会に報告を行うというものでございます。

処遇検討部会において審議するメリットにつきましては、同部会は児童の処遇に関する事項の調査審議を所管しておりまして、専門的な見地から、より効率的かつ効果的な審議が迅速にでき、里親の認定に要する期間を短縮することが期待できるというものでございます。

その下の組織体系図につきましては、一番左の社会福祉審議会の中に、その右側に記載のとおり６つの専門分科会がありまして、網かけになっている部分が当児童福祉専門分科会でございます。さらにその右側ですが、当専門分科会の中に３つの部会があり、網かけの部分が処遇検討部会でございます。また、図の右側に処遇検討部会に関する規定を記載してございます。

最後に、５の審議についてでございますが、里親認定の適否にかかる審議及び里親の辞退にかかる報告につきましては、処遇検討部会の専管事項といたしまして、状況に応じて年４回程度の審議を行うとともに、その際には当専門分科会の委員でいらっしゃいます里親会選出の委員の方にも審議等に加わっていただくことといたしたいと考えております。

なお、参考までに現在の処遇検討部会の委員の皆様を記載させていただいておりますが、この件につきましては部会の委員の皆様と里親会会長の小野

委員に事前に御説明いたしまして御了解をいただいておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。

御質問、御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

現在は、この処遇検討部会というのは年何回くらい開かれているんでしょうか。

宮葉課長：　昨年度は児童相談所の一時保護所の外部評価というところで３回開催してございます。それ以前は大体１回とか２回、その程度でございます。

中澤会長：　わかりました。では、頻度が少し増えるという形ですかね。

宮葉課長：　そうですね。若干負担のほうは大きくなってしまうことが懸念されるんですけれども、そのあたりは、この児童福祉専門分科会の会議の前後にお集まりいただきまして、その場で一緒にこの処遇検討部会を開催させていただくことによりまして御負担を軽減していきたいというようなことも考えてございます。

中澤会長：　わかりました。何かお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

お願いします。

中村委員：　中村です。最初の過去の里親審議件数というところに、参考で辞退者数という数が書いてあるんですけれども、これは年間の合計のこの人数のうち、これだけの方が辞退されたということなんでしょうか。

中澤会長：　お願いします。

山口所長：　児童相談所でございます。一応、各年度の報告の辞退者数となります。御高齢でしたり、市外へ転出でしたり、体調不良といったところで、それぞれの御事情での御辞退の方という形になりますけれども。

中澤会長：　これは、その年度に里親にお手を挙げられた方が最終的に辞退したというわけではないですよね。

山口所長：　はい。そうではなくて、それ以前から登録されていた方がこの年度に辞退の届け出を出された方、そういう形になります。

中澤会長：　ほかに何かございますか。

お願いします。

角間委員：　角間と申します。私は今、小学校３年生と年長さんの子どもがいて、子育

て真っ最中で、すごく大変で、こんな中で里親候補者のモチベーションの低下等というのがひっかかってしまって。

自分の血のつながらない子を受け入れる、その覚悟を決めて里親として登録した方とかたくさんいらっしゃると思うんですけれども、期間が長い、長期化することによってモチベーションが下がってしまうとなると、それは結局、期間の短縮化をしたことによって里親の担い手が増えるというのがメリットなのかデメリットなのか。本当に覚悟を決めた里親さんは、何年かかっても、自分たちが一生かかって子どもを育てるという気持ちでいると思うんですけれども、このモチベーションが低下をしてしまう人は果たして里親として本当に子育てできるのかという、そこに私は矛盾というか疑問を感じてしまって。もちろん、孤児であったりいろいろな事情で親御さんと離れた子はたくさんいると思うんですけれども、やはりそこの短縮化が果たして本当にいいものなのか、少し疑問に思ってしまいました。

中澤会長：　お願いします。

山口所長：　それだけの覚悟を持って皆さん、お子さんに対する熱い想いというものを持って手続をされています。モチベーション低下、お子さんを見る意識が低下するという形になってしまうとちょっとおっしゃるとおりなんだと思うんですけれども、必要な研修ですとか訪問面接ですとか、そういうのは全て終わった中で、ただ逆に、想いが熱いからこそ、待っているだけで、まだ実際にお子さんのための支援ができないといったところでの気持ちのもどかしさではないですけれども、そういったものが生まれることはあるのかなとは思っています。

その短縮することがいいのかどうかといったところでのお話ではありましたが、そういった里親さんになるための審議待ちだけといったところで準備がなされている方の期間を短くすることで、その間に里親家庭を必要としているお子さんというのが、いつそういったお子さんが現れるかといったところはわからないところがありますので、そういったお子さんをできるだけ適した家庭に預ける機会を逃さないという意味では、里親さんのその待っている時間というのが短くなるというのはお子さんのためにはなるのではないかと考えています。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

お願いします。

小野委員：　今のお話ですけれども、私も里親なものですからお答えしますと、里親認定というのはこの審議会で認定されないと里親という資格が取れないんですね。そうしますと、半年も待たされてしまうと、自分たちが本当に認定されるのかされないのか、それが不安なんですよね。早く結果が出た方が、安心感というのはあるわけですね。そこのところで、モチベーションとなっていますけれども、その認定されるまでの間の不安材料なんです。認定されてしまえばもう後は児童相談所からのお子さんを預かる預からないという、マッチングとかそういう段階に入ってきますので、その前の段階なものですから、そこのところは御理解していただけたらと思います。

中澤会長：　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、これは事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項の（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の平成29年度進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども家庭支援課の宮葉と申します。

では、資料４をお願いいたします。千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の平成29年度進捗状況についてでございます。

表紙をおめくりいただきまして、「千葉市こども未来応援プランについて」というページをご覧いただきたいと思います。

まず、１の計画の概要でございますが、（１）の趣旨につきましては、全国の子どもの約６人に１人、最新の調査では約７人に１人が相対的に貧困の状態にあり、本市におきましても生活保護などの支援制度の利用児童が約13人に１人いる状況から、子どもの貧困対策に関する基本理念や目標を定めまして、施策を体系的に整理し、総合的に推進するために策定したものでござ

います。

次に、（２）の計画の位置づけでございますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律や大綱の趣旨を踏まえ、千葉市新基本計画の一部といたしまして、千葉市こどもプランなども参考に、教育の支援を初めとする４つの基本目標で構成しております。

次に、（３）の計画期間でございますが、平成29年度からの５年間としております。

次に、２の進捗管理の方法につきまして、後ほど説明いたしますが、計画事業の実施状況に対する評価と、数値目標に対する進捗状況の確認により管理していくこととしております。

次に、３の進捗状況の公表でございますが、まず、（１）の公表方法につきましては、この社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画における実施状況や評価について御報告を行い御意見を伺うこととしております。また、（２）のスケジュールにつきましては、本日の報告後、11月中旬にホームページで公表する予定でございます。

次に、４の計画事業の実施状況に対する評価についてでございますが、４つの基本目標ごとにそれぞれの事業の平成29年度における実施状況に対する評価を表にまとめております。

評価基準につきましては欄外に記載しておりますとおり、Ａが計画どおりかそれ以上の成果があったもの、Ｂが概ね計画どおりに実施したもの、Ｃが計画どおり実施できなかったもの、Ｄが未実施のものとしております。

全体としては、合計欄に記載のとおり、全114事業中、Ａが27事業、Ｂが75事業、Ｃが10事業、Ｄが２事業と、ＡとＢで約９割となっていることから概ね計画どおりに進捗が図られたことと考えております。

詳細につきましては２ページ次のＡ３判の横長の資料で、左上に「千葉市こども未来応援プラン」掲載事業進捗管理表と記載された表をご覧ください。

一番左の列が全体の通し番号になっておりまして、先ほど御説明した114事業に、平成30年度の新規事業などのほか、網かけの再掲の分も含めまして全体で160番まで付番しております。

その右側の列の「大」が４つの基本目標の番号を示し、その横の「中」と「小」はそれぞれの基本目標における中項目と小項目ということでございま

す。そこから右に進んで、事業名、所管課、事業概要と続き、その隣の列からは計画初年度である平成29年度の状況を記載しております。まず、新規または拡充事業の別、その隣が予算額と決算額、そしてその隣がＡからＤの評価となっておりまして、一番右の列が評価のもととなった取組内容となっております。

本日は時間の関係もございますので、このうち評価がＣまたはＤのものにつきまして御説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、Ａ３判資料の最後の１枚、下に９ページと記載されたページをお願いいたします。

こちらが評価ＣとＤを抜粋した表になっております。

まず、通し番号５番の「学習習慣定着に向けた支援」につきましては、学習習慣が身についていない児童生徒の学習意欲を喚起するため、日常の学校生活での指導とあわせてｅラーニングの活用などを検討するというものでございますが、29年度は実施に至らなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号37番の「家庭教育支援事業の実施」につきましては、関係機関との連携を図り、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習機会の提供や個別相談を行うというものでございますが、29年度は家庭教育支援チームの増設や子育てサポーターの設置などで当初の目的を果たせなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号61番ほかの「身元保証人確保対策事業」につきましては、児童養護施設の退所者などが就職や住居を賃借する際に身元保証人の確保を図るというものでございますが、29年度は利用実績がなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号65番の「幼稚園型一時預かり事業」につきましては、私立幼稚園などが実施する預かり保育に対し助成を行うというものでございますが、29年度は実施園を増やすことができなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号67番の「病児・病後児保育事業」につきましては、保育所等への通所中の児童が病気回復などのため一時的に預かるというものでございますが、29年度は実施施設を増やすことができなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号69番の「夜間保育事業」につきましては、保護者の就労な

どのため必要な児童の夜間保育を行うというものでございますが、29年度はこどもプランの見直しを行ったことに伴い実施しなかったためＤ評価としております。

次に、通し番号77番ほかの「保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減」でございますが、こちらについては子どもルーム利用料に関するもので、29年度は利用実績がなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号81番の「ひとり親家庭情報交換事業」につきましては、当事者同士がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う場をつくるというものでございますが、既存事業として実施しているグループ相談会との整理が必要なことから事業を見直し、30年度から実施することとしたためＣ評価としております。

次に、通し番号91番の「民間賃貸住宅入居支援制度」につきましては、ひとり親家庭等を対象とした民間賃貸住宅の紹介や入居時の保証料の一部助成を行うというものでございますが、保証料の一部助成の利用実績がなかったためＣ評価としております。

次に、通し番号105番の「子どもの居場所に関する方針策定」につきましては、こどもカフェや子ども交流館などの運営や実績をもとに方針を検討するというものでございますが、30年度に放課後子どもプランの策定が検討されていたことから同プランの策定過程で検討することとしたためＤ評価としております。

次に、通し番号114番ほかの「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」につきましては、ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験の合格を目指し対策講座を受講する場合に給付金を支給するというものでございますが、29年度は支給実績がなかったためＣ評価としております。

最後に、通し番号120番の「母子家庭等就業・自立支援センター事業」につきましては、ひとり親家庭の自立支援のための相談や講習会により就業支援を行うというものでございますが、29年度は予定していた介護職員初任者研修を開催できなかったためＣ評価としております。

以上が、評価がＣまたはＤであった事業の説明でございます。

続きまして、数値目標に対する進捗状況の確認について御説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、Ａ４判資料にお戻りいただきまして、５番をご覧いただきたいと思います。

この計画におきましては、数値目標を２つ設定しておりまして、１つ目が学校以外での１日当たりの学習時間でございます。計画策定時の調査では、生活保護等の支援制度の対象児童につきまして、小学６年生で１時間以上が34.5％、中学３年生で２時間以上が20.3％でございましたが、これを33年度には本市の全児童と同等に近づけるというものでございます。

進捗状況につきましてはアンケート調査により確認を行うこととしておりまして、計画の中間年度と最終年度に再調査を行う予定でございます。

２つ目は進学率でございます。これは毎年度集計を行っておりますので、29年度時点で修正を行っております。

まず、一番上の段の高等学校等進学率でございますが、生活保護世帯児童が86.5％、児童養護施設等児童が100％となっており、これを全児童平均の99.0％に近づけるというものでございます。

その下の欄の高校卒業後進学率でございますが、生活保護世帯児童が34.3％、児童養護施設等児童が31.3％となっており、これを全児童平均の82.8％に近づけるというものでございます。

一番下の段の高校卒業後（進学率＋就職率）でございますが、生活保護世帯児童が77.4％、児童養護施設等児童が93.8％となっており、これを100％に近づけるというものでございます。

進学率につきましては、計画策定時の数値と比較いたしますと、多くの項目で全児童平均との差がわずかながらも小さくなっている状況でございます。ただし、児童養護施設等児童につきましては、もともと対象者が少ないため、１人２人の動向いかんで年度によって大きく変動することが予想されます。このため、今後も推移を注視するとともに、引き続き各種事業を鋭意推進していくことが重要と考えております。

千葉市こども未来応援プランの平成29年度進捗状況についての説明は以上でございますが、短い時間の中での説明であるため御不明な点は多々あろうかと存じます。この会議後におきましてもお時間があるときに資料にお目通しいただきまして、お気づきの点などがございましたら別紙の御意見用紙などをお送りいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

何か御質問や御意見などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

石井委員：　今の５番について質問ですけれども、この％が出ていますね。分母と分子、何％というのはどういうことから出てきたのかを示していただければと思います。

宮葉課長：　こちらは、生活保護世帯の児童の中で例えば高校に進学した方が86.5％、そして児童養護施設の児童につきましては児童養護施設で中学校卒業後に高校等に進学した方が100％というような意味合いになっておりまして、例えば児童養護施設等のお子さんにつきましては、29年度につきましては12人中12人が全て高校に進学したというような意味合いになっております。

石井委員：　分母と分子は幾つですか。分母と分子というのは何人中何人ということでこの％が出ていると思うんですよ。そこで先ほど１人２人でも変わるというお話があったから、それで10人中10人で100％とか、あるいは30人中15人だから50％とか、そういうのはあるのではないかと思ってお聞きしたんですけれども。

宮葉課長：　この児童養護施設等児童につきましては高等学校等進学率が12人中12人、そして大学等進学率が16人中5人、高校卒業後の就職率が16人中10人、高校卒業後の進学率と就職率を合わせたものが16人中15人となっております。

母数自体が16人中という大変少ない人数でございますので、その１人２人の動向いかんによってはかなり大きく推移してしまうというような御説明でございました。

中澤会長：　当該年齢の子が16人ということですよね。

宮葉課長：　そうでございます。

中澤会長：　ほかにいかがでしょうか。

ただ、１つ私が気になるのは、１番のほうなんですけれども、１日当たりの学習時間というのを増やそうというわけですが、その増やす手立てといいますか、手段というのは何かイメージがあるのでしょうか。今、私の大学なんかでも学生の学習時間を増やすようにと文部科学省から言われているんですけれども、なかなか増えないんですよね。何かありますか。

宮葉課長：　学校等で家庭教育の推進ということでさまざまな施策を行っている中でそ

ういった家庭での学習時間を増やすというような施策がいろいろ行われております。また、生活困窮者世帯につきましては中学２年生、３年生において学習支援事業というものも行っておりますので、そういった事業で学校外での勉強時間を増やすという取り組みが行われております。

中澤会長：　そういう支援事業があるということで安心しました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

格差の是正ということがすごく大事な課題になっておりますので、それを直していくのもやはり一番基本になるのは教育ということですので、ぜひそこに力を入れていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、続いて、次第の４「その他」ですけれども、事務局から連絡等ございますでしょうか。

内山課長：　次回の開催予定でございますが、来年の３月頃を予定してございます。日程につきましては改めてまた調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、最後に、委員の方から御質問、御意見など、別のことでございましたらお願いいたします。

お願いします。

木村(秀)委員：　木村でございます。前回の児童福祉専門分科会で保育所、保育園の兄弟入所に関しましてお願い申し上げましたところ、前向きな検討をしていただきまして、兄弟がいる場合には３点加算されるという配慮をいただいたことにまずは御礼を申し上げます。

ただ、３点加算されたから全て兄弟で同じ保育所に行けるかという保証はないですけれども、ただ、行政がその努力をしてくれたということについては感謝を申し上げます。児童福祉専門分科会で発言してよかったなと思っていますとともに、今日こうして進捗状況とか数字をいろいろ見せていただき、また、皆さん御承認をされているわけですけれども、我々認可保育園関係者からしますと、ここ数年、認可される場合に、どうしても学校法人、社会福祉法人の認可よりも株式会社系の小規模保育等が多く認可されております。

これは千葉市における認可保育所の比率の中で、いわゆる株式会社系が、それこそ数字でいくとパーセントが全国平均よりも多分多いだろうと思うん

ですけれども、これは何が言いたいといいますと、この間ニュースで、板橋区のほうで無認可の死亡事故がありました。無認可保育園施設だから仕方ないとか、そういうことではなく、子どもが育つ環境の中でそういった施設に行かざるを得なかったとか、それを利用しなければいけないという、そういう環境があったはずなんですね。そうすると、認可だろうが無認可だろうが、やはりそこはきちんと行政責任を負っていかなければいけないのではないかというのは痛切に感じるところであります。

具体的にはどういうことを言っているかというと、認可された保育園が保育の質を向上させること、これは当たり前の話なんですが、その質の確保といいますか、それを事故だとか、また、園庭がないから悪い保育で、園庭があるからいい保育などということを言っているのではなく、保育の質の確保をどのように行政がしていくか、要するに認可をしたら後は知らないではないと思うんですね。

この辺も、こういった進捗状況が数字的に満足されているから、待機児童が減ったから、ああよかったというものではないということは、児童福祉専門分科会では共通認識として持っていなければいけないし、こういった都市部の子育て環境は常に危険にさらされている。そこをきちんと注意していかなければいけないのが児童福祉専門分科会の役目なのではないかなと思うのが２点目です。

３点目は、今、待機児童が減ってきておりますが、先ほど申し上げましたように、株式会社率、小規模保育、事業所内保育が増えていくということは、子どもの人数が減っていったときに、また、待機児童対策が終わった後に、どういったことが想定されて、どういったことが起こっていくのかということを、きちんと想定の中でやっていきませんと、例えば15人の株式会社のところが５人しか来ないからもうやめたと言って事業をやめられた場合に、その５人はどこかの保育園で、公立や民間で保育をしなければいけないわけですね。

そういった場面が展開してくるんだということをきちんと想定した中で進んでいかないと、後は現場で何とかしなければいけないというのもちょっとつらいものがあるのではないかと思いまして、将来的な見通しを踏まえた上での保育行政をしていっていただきたいと思いました。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。

お願いします。

山元局長：　こども未来局でございます。１つ目は保育の質の話だと思います。保育の質といたしましては、まずは三短大さんのほうと連携させていただいた中で研修について強化させていただいております。また、サバティカル研修あるいはキャリアアップ研修ということで、千葉市としても取り組んでいるところでございます。また、それ以外の形としても、今、巡回の保育士が回っておりますけれども、その人数も強化させていただいた中で適宜指導をさせていただいているところです。そのほか、事故防止ということがありました。認可外の保育所の事故防止の話がありましたけれども、実は、この間の補正予算の中で事故防止のための器具につきまして、これは認可外も含めて補助するというような制度をつくったりということで、我々としては努力しているところでございます。

それからもう１点は、保育ニーズの増加が終わった後の想定ということですが、非常にこれは難しい問題でありまして、ただ、このまま終わらせていいという話ではもちろんありませんので、今後、公立のあり方、民間の保育園さんのあり方も含めまして、どういう形で進んでいくのかというのは今まさに考えているところでございますので、今後まとまりましたら、またお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

今までは量の拡大というのがどうしても求められていて、もう１つ言えば政府がどんどん基準を緩めてしまったということもあって、私の立場でそういうことを言っていいのかどうかわかりませんけれども、余りよろしくない状況だなというふうに思っています。

もうちょっとすればこのピークを超えるだろうと思うんですけれども、そうしたら、今までちょっと届かなかった質をどういうふうに確保するかということで、もう少し力を入れなくてはいけないだろうし、それから、そのさらに先には先生がおっしゃったように、終わり方といいますか、そういうことも想定してのプランをこども未来局のほうにも立てていただきたいなと思

います。そのためには子どもの数の推定とか推移、今まで頑張ってこられたので可能かとは思うんですけれども、せっかく広げたんですが、その広げた質がだんだんまた問われてくるような時期になってきていますので、それをこども未来局のほうでやっていただければなと思います。

おっしゃったとおり、この審議会の責任というのは、どういうふうに質を保障するか、子どもを守るかというところだと思いますので、我々も心に入れながらやっていければなと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして平成30年度の第１回の社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会したいと思います。

おかげさまをもちまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございます。

山元局長：　本日は長時間にわたりまして慎重審議をいただきまして大変ありがとうございました。

また、お気づきの点がございましたら、後日でも結構ですので遠慮なく事務局のほうにお伝えいただければと思っております。

また、今日はプランのほかに、放課後子ども教室の関係、里親の関係、貧困の関係をお話しさせていただきましたが、これ以外にも、こどもプランの中で期待されているところにつきまして、引き続いて推進していきたいと思っております。

それから、消費税の関係がこの間話題になりました。10％に引き上げが来年10月からということでございます。それに合わせて幼児教育の無償化というのが始まる予定と聞いております。そういった中で幼稚園さんあるいは保育園さん方にも負担をおかけすることがあると思いますけれども、また、それを進めていく中で、女性の就労が進むとまた新たな課題が出てくることも考えられますので、その際はぜひ皆様方の御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

今日はどうもありがとうございました。

以上